

名古屋市教育委員会定例会

平成 30 年 4 月 16 日

午後 3 時 00 分

教育委員会室

議 事

日程 1 第 1 号議案 平成 31 年度使用教科用図書採択基本方針について

日程 2 第 2 号議案 名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

出席者

杉 崎 正 美 教育長

小 栗 成 男 委 員

野 田 敦 敬 委 員

梶 田 知 委 員

小 嶋 雅 代 委 員

教育次長始め、事務局員 27 名 ※傍聴者 1 名

(杉崎教育長)

それではただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第 2「名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思います。また、会議録につきましても非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

ではこれより、日程第 1 第 1 号議案「平成 31 年度使用教科用図書採択基本方針について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(藤本指導室長)

それでは、第1号議案「平成31年度使用教科用図書採択基本方針について」をお願いいたします。

はじめに、「1 平成31年度使用小学校・中学校及び特別支援学校用教科用図書採択方針」についてでございます。

本市の義務教育諸学校で使用する教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に基づきまして、毎年8月31日までに、種目ごとに一種の教科用図書を、教育委員会で採択することとなっております。

本年度は、31年度より使用する中学校の教科用図書「特別の教科 道徳」の採択、31年度のみを使用となる小学校用教科用図書の採択の年度になっております。

それでは、平成31年度使用小学校・中学校及び特別支援学校用教科用図書採択基本方針につきましては、1の(1)小学校用教科用図書は、昨年度採択した「特別の教科 道徳」以外の教科用図書を種目ごとに1種のものを選択する。「特別の教科 道徳」は、平成30年度と同一のものを採択する。(2)中学校用教科用図書は、平成30年度と同一のものを採択する。新たに「特別の教科 道徳」を1種類採択する。(3)特別支援学校用教科用図書は、特別支援学校知的障害者用教科用図書を採択する。(4)特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、児童生徒の特性に応じて採択する。ただし、小学校用及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は採択したものの中から選ぶものとする。という方針を考えております。

続きまして、「2 平成31年度使用高等学校用教科用図書採択基本方針」についてお願いいたします。

義務教育で使用する教科用図書の採択とは異なり、高等学校の教科用図書の採択方法につきましては、法令上で具体的な定めはございません。

高等学校におきましては、学校によって課程及び学科の特性、さらには生徒の実態等が大きく異なっております。したがって、それらの特性や実態に応じた適切な教科書を採択するために、議案(1)にお示しさせていただきました採択基本方針を考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いいたします。

(杉崎教育長)

小学校は今年採択をするんだよね。道徳以外は。

(藤本指導室長)

小学校におきましては、昨年度、新たに「特別の教科 道徳」を採択しました。通常で

すと、来年度が学習指導要領の全面改定に伴う教科書採択を行う年度になりますが、教科書の方の法律の関係で、4年に1回は採択をするというルールがございます。今年度ちょうど前回から4年目にあたりますので同じ教科書ではございますが、採択をする、ということで教育委員会にかけさせていただきます。

(杉崎教育長)

中学の「特別の教科 道徳」は小学校と同じようなスケジュール感でいいんですか。

(藤本指導室長)

この後お認めいただきましたら、協議題の中で詳しくご説明させていただきますが基本的には前回の小学校と同じような流れでいければと思っております。

(杉崎教育長)

他にご意見もないようですので、第1号議案「平成31年度使用教科用図書採択基本方針について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、これより日程第2へ移ります。また、これ以降の議事は非公開となりますので、傍聴人の方はご退席のほうお願いいたします。

日程第2からは非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後3時14分終了